

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-296-2121 (9時00分～18時00分)

担当 新井沙織

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 鳩山松寿園の概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	鳩山松寿園
所在地	埼玉県比企郡鳩山町大字小用554番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(埼玉県1173200302号)
サービス提供対象地域	坂戸市・鳩山町・毛呂山町・越生町・ときがわ町・東松山市(対象地域以外もご相談可)

(3) 施設の職員体制

	人数	業務内容
管理者	1名(常勤専従)	サービス管理全般
医師	1名(嘱託医)	診療、健康管理等
生活相談員	1名以上(常勤)	生活上の相談、連絡調整等
管理栄養士	1名(常勤)	栄養管理等
機能訓練指導員	1名(常勤)	機能回復訓練、活動計画等
介護支援専門員	1名(常勤)	サービス計画の立案・サービス管理等
看護職員	4名以上(常勤換算)	医療・健康・衛生管理業務等
介護職員	34名以上(常勤換算)	日常介護業務等
介護助手	3名以上	介護職員の補助、施設の環境保持
調理職員	6名以上	調理、食事の提供
事務職員	1名	事務、保守等

(4) 施設の設備の概要

定員	10名	静養室	2室
4人部屋	1室	医務室	1室
2人部屋	2室	食堂	2室
個室	2室	機能訓練室	1室
浴室	特殊浴槽	談話室	1室

3. サービス内容

(1) 入所時の利用者の状況確認

事業者は入所時の利用者の状況等について把握するため、利用者又はご家族から既往・現況等についてお伺いします。

(2) 利用可能設備等

居室：原則定員1名から4名の居室が用意されていますが、入居者の状況等により別途ご相談して決めさせていただきます。

食堂

機能訓練室

医務室

浴室（特別浴槽）

(3) 食 事

管理栄養士（栄養士含む）の立てる献立表により栄養、身体状況、嗜好を歯科医師の指導に基づき安全に食事できる環境を整えます。

朝食 7：45～

昼食 11：50～

おやつ 15：00～

夕食 17：15～

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

(4) 入 浴 入浴又は清拭を週2回実施します。寝たきりであっても機械浴槽を使用して入浴していただきます。

(5) 介 護 ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

(6) 機能訓練 利用者の状況に応じ、訓練室等において機能訓練を行います。

(7) 生活相談 常勤の生活相談員に介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

(8) 緊急時の対応 利用者の容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

(9) 看護職員と介護職員の連携共同による医療的ケアとして、医師の指示、家族の同意等条件が整っている利用者に限り、介護職員が口腔内の痰の吸引と胃瘻の経管栄養を行います。

(10) 安全管理、防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

(11) 特別食の提供 当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等の為に特別食をご用意しております。詳しくは、職員にお尋ね下さい。 料金は別途かかります。

(12) 行政手続き代行 行政手続きの代行業を施設にて受付いたします。ご希望の際は職

員にお申し出下さい。ただし、手続きに係わる郵送代は、その都度お支払い頂きます。

- (13) 日常費用の受入・支払代行 介護以外の日常生活に係わる諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入・支払代行契約書」の締結が必要となります。

尚、代行に関しての代行費用は発生しません。

- (14) 所持品等の保管 特別な事情のある所持品等についてはお預かりいたします。

ただし、預けることのできる所持品の種類・量には制限があります。

詳しくは、職員にお尋ねください。

- (15) レクリエーション・行事 日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。

行事によっては、別途参加費の掛かるものもございます。

詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾を頂きます。

- (16) その他のサービス

①通院サービス：医療上必要な場合の通院付き添いは、原則としてご家族にお願いしますが、緊急またはご家族の都合により通院送迎、付き添いサービスが行われます。

②理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途掛かります。

③その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させて頂きます。

4. 利用料金

- (1) 1 単位の単価

介護保険の報酬は「単位制」で算定され、地域区分ごとに乗率が異なります。

施設の所在地鳩山町は7級地で1単位の単価は10円×1,017÷1,000（地域区分ごとの乗率）＝10.17円です。

- (2) 施設利用料金

①介護福祉施設サービス費（基本介護報酬で1割が自己負担額です）

居室の種類	要介護度	1日当たりの利用料金		1日当たり自己負担額
		単 位／日	利用料／日	
従来型個室 多床室	要支援 1	451 単位	4,586 円	459 円
	要支援 2	561 単位	5,705 円	571 円
	要介護 1	603 単位	6,132 円	614 円
	要介護 2	672 単位	6,834 円	684 円
	要介護 3	745 単位	7,576 円	758 円
	要介護 4	815 単位	8,288 円	829 円

	要介護 5	884 単位	8,990 円	899 円
--	-------	--------	---------	-------

②報酬の加算

加算項目	1 日当たりの加算額		1 日当たり自己負担額
	単 位	利用料	
看護体制加算（Ⅰ）4 単位 （予防は除く）（Ⅱ）8 単位	12 単位／日	122 円／日	13 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位／日	61 円／日	7 円／日
送迎加算（片道）	184 単位／片道	1,871 円／片道	188 円／片道
通常の送迎実施区は鳩山町・坂戸市・毛呂山町・越生町・ときがわ町・東松山市です。上記以外の送迎は上乗せ料金がかかります。			
介護職員処遇改善加算Ⅱ	施設使用料と報酬の加算分で算出された、介護報酬合計額の 13.6% に相当する額（自己負担額はその 1 割）の支払いを受けます。		
緊急短期入所受入加算	ケアマネジャーが緊急に短期入所生活介護のサービスを受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、90 単位／日（利用料 915 円／日、1 日当たり自己負担額 92 円／日）が算定されます。算定要件は、緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行なった日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日）を限度として算定されます。		
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方を受け入れ、サービス提供を評価する加算です。1 日あたり 122 円が算定されます。		

（3）滞在費

滞在費は、従来型個室は室料と光熱水費、多床室（相部屋）については光熱水費の相当額を、下表の通りに支払いを受けます。

利用者負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
従来型個室	380 円／日	480 円／日	880 円／日	880 円／日	1,231 円／日
多床室（相部屋）	0 円／日	430 円／日	430 円／日	430 円／日	915 円／日

（4）食費

食費は、（食材料費+調理費）の相当額を、次表に従い、実食数に応じて支払いを受けます。

	朝 食	昼 食	夕 食
食材料費+調理費	316 円	580 円	549 円

ただし、1 日の食費の上限額は次表のとおりとします。

利用者負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食材料費＋調理費	300 円／日	600 円／日	1,000 円／日	1,300 円／日	1,445 円／日

(5) 教養娯楽費 : 実費

(6) 通常送迎区域外の送迎費の上乗せ料金

①通常事業実施地域を越えてから片道 20km未満 : 送迎加算 184 単位+1,000 円

②通常事業実施地域を越えてから片道 20km以上 : 送迎加算 184 単位+ (50 円×通常事業実施地域を越えた地点からの走行距離km)

(7) その他の料金

①特別食・その他 : 実費、エンゼルケアで使用する浴衣等は実費

②行政手続き代行費時等の郵送代 : 実費

③日常生活上の便宜に係る費用 : 実費

別途「日常費用受入支払い代行契約」を結んでいただきます。

(8) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日 18 時までにご連絡をいただいた場合 無料

②入所日の前日 18 時までにご連絡がなかった場合 . . 1 日の利用料の %

(9) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

①利用者が中途退所を希望した場合

②入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

③利用中に体調が悪くなった場合

④他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(10) 支払い方法

①利用月の料金の合計額を、翌月 15 日までに請求させていただきますので、請求書兼領収書が到着した日から 10 日以内に指定銀行口座にお振り込みください。

②事業者印のある領収書が必要なときは、請求書兼領収書を施設にご持参ください。利用者からの料金支払いが確認でき次第、事業者印を押印いたします。

③請求書兼領収書を再発行する場合は、実費を請求させていただきますので、大切に保管してください。

(11) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合には、事前にご説明をしてご承認を頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずはお電話等でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結致します。
ご利用の予約は3ヶ月前からできます。
「居宅介護サービス計画」又は「介護予防サービス計画」を作成している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ア 利用者が他の介護保険施設に入所した場合・・・・・・入所した日の翌日
- イ 介護保険給付でサービスの利用を受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合・・・・・・非該当となった日
- ウ 利用者がお亡くなりになった場合・・・・・・死亡したその翌日

③その他

- ア 利用者がサービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に払わなかった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合又はやむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。
- イ 利用者が、次に掲げる園内禁止行為を行った場合、身元引受人と事業者が協議し、改悛の情がないときは、契約を終了させていただきます。この場合には文書で通知することなく、2日間以内に退所していただきます。

i.けんか、口論、暴力行為、泥酔等他人に迷惑をかける事。

ii.政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりする事。

iii.指定した場所以外で火気を用いる事。

iv.施設内の秩序・公序良俗・風紀を乱し、または安全衛生を害する事。

v.サービス従事者又は他の入所者が迷惑する性的行動、性的虐待、痴漢行為を行う事。

vi.サービス従事者または他の入所者に対し、ハラスメントによる精神的、肉体的に被害を及ぼす言動または行為を行う事。

vii.無断で施設または備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出す事。

viii.感染症に罹患し、他の利用者へ伝染の恐れがある場合は、入院または文書で通知することなく即日退所していただきます。

ix.利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときはその利用に要する実費を請求します。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

緊急連絡先①

氏 名	続 柄
住 所 〒	
電話番号	

緊急連絡先②

氏 名	続 柄
住 所 〒	
電話番号	

主治医

病院名
医師名
住 所 〒
電話番号

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を行うこととします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を準備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおきます。

9. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継

続的に実施し、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、下記の必要な措置を講じるものとします。

- ① 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10. 提供するサービスの第三者評価実施状況について

第三者評価の実施の有無	有 ☒ 無
-------------	--------------------------------------

短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

＜事業者名＞社会福祉法人 鳩山松寿会 ＜指定番号：1173200302＞
特別養護老人ホーム 鳩山松寿園

＜所 在 地＞埼玉県比企郡鳩山町大字小用 5 5 4 番地

＜説 明 者＞

印

私は、契約書及び本書面により、事業者からの短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 ＜氏名＞

印

（代理人）＜氏名＞

印